

令和5年度 第2回富山県最低賃金専門部会議事録

1. 日 時

令和5年8月2日（水） 13:30～16:40

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員 長尾部会長、堀岡部会長代理、両角委員
労働者代表委員 中野委員、大森委員、黒川委員
使用者代表委員 寺山委員、江下委員、八田委員
事務局 福永労働基準部長、山越賃金室長、河合賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 金額審議
- (2) その他

5. 資 料

別添のとおり

6. 議事内容

〔河合賃金室長補佐〕 定刻となりましたので、第2回富山県最低賃金専門部会を始めさせていただきますと思います。

本日は、本専門部会の委員の皆様全員の御出席を賜り、定足数を満たしているため、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事進行を長尾部会長にお願いいたします。

〔長尾部会長〕 ただ今から、令和5年度第2回富山県最低賃金専門部会を開催します。

本日は2回目の部会審議ですが、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られますよう御協力をお願いします。

なお、1回目の審議でお示ししたとおり、公労使三者での協議は公開、公労・公使での個別での審議は非公開とします。

まず、本日の審議資料として示されている、総括表について、事務局から説明をお願いします。

〔山越賃金室長〕 この資料は「総括表（1）」というもので、今年度実施した「最低賃金に関する基礎調査」の集計結果に基づき、賃金額の階層別に、累積労働者数及びその割合が記載されています。

なお、おおもとの様式では、897円から1,500円までの階層を設定しておりますが、専門部会の資料としてお示ししていますのは、改定額審議に当たって影響率などを確認するためであり、現行額908円を1円下回る金額である907円から、50円上回る958円までの

範囲を抜粋しております。

影響率、未満率は、確認したい金額のひとつ下の階層のカッコ内の数値を見ます。

例えば、改定額が910円とすれば、そのひとつ下の階層である909円の行の合計欄のカッコ内を見ることとなり、影響率は5.2%となります。

また、現在の未満率は現行額を1円下回る907円の階層、2.6%となります。

説明は以上です。

[長尾部会長] ただ今の事務局からの説明につきまして、御質問はございませんでしょうか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾部会長] それでは、本日の議事に入ります。

今回は、労使双方の基本的主張をお伺いして終了いたしました。前回の主張について、労働者側からの資料に基づいて、説明させていただきたいと思います。

最初に基本的認識として、最近の市場環境、コロナも収束している方向で、コロナの法律上の位置づけが5類に移行されて、経済的な方向もやや持ち直し始めている説明から、経済社会の源となる人材への投資というものを、最低賃金においてもしっかり考えていかなければいけないという立場でコメントをいただいております。

主張の1つ目は、最低賃金近傍で働く労働者の生活の安定について出されております。消費者物価指数が本年4月時点で4.1%まで上昇していて、基礎的な支出項目が生活者にとって切り詰めて考えていかなければいけないと。そして、電気・ガス価格激変の緩和対策事業に関しても10月以降どうなるか分からないということで、生活者にとって今の時点では難しい状況にあると。最低賃金近傍で働く人たちの生活の安定性を考えなければいけない。そのためには消費者物価上昇率を考慮した最低賃金の上げが必要だという主張でした。

2つ目として、今年の春闘は高水準で妥協されてきたわけですが、この波を最低賃金にもつないでいく方法を考える必要がある。いわゆる今回、春闘の高水準の賃上げの流れというものを最低賃金においても、この状況を引き継ぐことが大事である。これは、どの業種においても叫ばれている、人出不足への対応の一環になるのではないかと思います。

3つ目として、雇用情勢に対する認識として、富山県は有効求人倍率が全国的に見ても高い水準にあるから、今年の審議においても有効求人倍率をしっかりと前提として考え、討議・議論をしていく必要がありますというのが3点目です。

4つ目は、募集賃金の上昇ですが、下限値を見ても1,033円と、富山県において下限値が非常に高い数値を示しているということです。今後の人材確保定着の観点で、最低賃金を含む賃上げをしっかりと考えていく必要があるというのが4点目の主張です。

5つ目として、中小・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備を要望し、対応を考えていく必要があるというのが5点目の主張になっております。富山県におけるパートナーシップ構築宣言、最初のほうは40社程度であったものが、直近においては400社を超えているということで、着実に広がりを見せてきていると。賃上げの原資にもなるため、環境整

備において生産性をどう高めるか、しっかり議論をする必要があると。

最後に全会一致の結審、10月1日の発効を目指したいとまとめられています。以上が労働者側からいただいている内容です。

使用者側からのいただいた御意見としてもう一度繰り返しになるかもしれませんが、政府の骨太の方針2023への配慮がなされていると。全国加重平均1,000円達成、指針においては、達成後の踏み込んだ内容も、骨太の方針の中に記載されているということ。

政府自体が、地方審議会開催前に目標額を設定して、審議会に対して設定額に考慮して審議をしてほしいと。これに対しては、違和感と危機感を覚えるというコメントがありました。

昨年度の最低賃金に関しまして、政府方針それから物価上昇を鑑みて、各地方審議会において審議がなされたわけですが、使用者側としては全国で約8割が反対表明をしていると。全国加重平均プラス31円、比率3.3%アップという数値になり、また富山県においても31円、3.53%アップと過去最大の上げ幅になっていると。

これがやはり、中小企業の経営に与える影響は非常に大きいものであるということ。

今年度の中賃の審議に臨むにあたって、消費者物価高騰も考慮していくことが前提にあります。それ以上にエネルギーや原材料費の高騰、企業物価の動向、それから価格転嫁の進捗状況などを消費者物価高騰以上に検討していく必要があるのではないかと。そういう環境が中小企業の経営状況を非常に厳しくしているがゆえに、事業の継続・雇用の維持を今年度の目安額において検討していくべきではないか。

提示されている目安額40円に関しては、物価上昇の影響が強く出ているのではないかと。それ以上に中小企業の支払い能力が、あまりこの数字には反映されていないのではないかとという評価がなされています。いわゆる経営実態のかけ離れた引上げというのは、中賃の目安そのものは尊重すべきだと使用者側も考えるが、それに拘束されるものではないという受け止め方をされています。

また、発効日に関しては拘束されるものではないと。中賃の目安の遅れが、発効日にも影響を与えているのではないかとということです。

中小企業の経営環境や富山県の景気動向について、データを用いて分析されておられます。

最後のほうに今年度の決定プロセスとしましては、労働者側においても意見として出ておりましたが、生産性の向上です。賃上げの原資になる生産性の向上をどうするのが大きな課題ではないかという主張も明確に出されています。

今年度の最低賃金を引き上げることへの必要性については、十分理解はできるということです。また、地域間較差の是正も検討していかなくてはいけないと認識している立場で論議を進めていこうとされています。

これから論議をしていく中で、企業の支払い能力、労働者の生計費、労働者の賃金の3要素を総合的に加えて、賃金改定状況調査の第4表を重視した審議を行っていきたい。

最後に使用者側も最低賃金引上げに反対しているわけではないとまとめられています。

1回目に労使各側から主張された意見を私なりにまとめて説明をさせていただきました。本日はこの主張を踏まえて金額の提示までいければと考えております。

これからの進め方としましては、今の主張について御質問等があればこの場でお聞きし

て、その後個別で行うか考えたいと思います。

前回いただきました主張に関しまして、それぞれの立場から御質問・御意見等はございませんか。

[中野委員] 労働側としてはありません。個別での会議の中で、昨日の意見に対する補足のほうを述べていきたいと思います。よろしく願いいたします。

[長尾部会長] 使用者側はいかがでしょう。

[寺山委員] 使用者側も昨日の主張に関しての質問は、特にございません。この後の個別協議の中で、いろんな形を踏まえて御説明をさせていただきたいと思っております。

[長尾部会長] それでは、個別審議に入っていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、個別折衝を行います。労働者側からお話を伺いますので、使用者側は控室でお待ちください。傍聴人は退出してください。

(傍聴人退室)

(個別折衝)

(傍聴人入室)

[長尾部会長] 全体での本日も労使各側から御主張を伺いましたが、双方の主張にはまだ隔たりがございます。しかしながら、まだ調整の余地もあるように思われますので、第3回の専門部会を開催して再度審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾部会長] それでは、次回は8月4日(金)午前10時00分から、この会場で部会を開催し、再度審議を行いたいと存じます。

次回は全会一致で結論が得られますよう、御協力をよろしくお願いいたします。

そのほかに何かございますでしょうか。なければ、本日の審議はこれで終了させていただきます。

なお、議事録確認担当委員は、私のほか、

労働者代表委員からは、中野委員

使用者代表委員からは、寺山委員

のお二人にお願いいたします。

以上で、本日の審議を終了します。お疲れ様でした。